

災害時における飲料水及び生活用水の供給源としての井戸及び受
水槽の有効活用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害時における地域住民への安全で衛生的な飲料水及び生活用水の供給源として、井戸及び受水槽の有効活用を図ることを目的とする。

(供給施設の選定)

第2条 保健所長は、井戸及び受水槽であって、地域住民の利用しやすい場所に設置されているもののうちから、供給施設を選定するものとする。

2 保健所長は、前項に規定する供給施設の選定にあたっては、あらかじめ当該施設の所有者又は設置者（以下「所有者等」という。）に対して、災害時における地域住民への飲料水又は生活用水の供給に関する協力を要請し、承諾を得るものとする。

(供給施設の公表)

第3条 保健所長は、前条の規定により選定した供給施設（以下「供給施設」という。）について、市民に公表する。

(水質の検査等)

第4条 保健所長は、供給施設の水の衛生を確保するために、検査等を行うものとする。

2 飲料水を供給する井戸については、前項の検査等を1年以内ごとに1回行うものとする。ただし、当該施設が水道法に規定する専用水道、建築物における衛生的な環境の確保に関する法律に規定する特定建築物又は川崎市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例に規定する小規模水道に該当する場合は除く。

3 生活用水を供給する井戸については、第1項の検査等を3年以内ごとに1回行うものとする。

(発災時の対応)

第5条 供給施設の所有者等は、発災時において、供給施設の状態の確認等の対応を行うものとする。

2 飲料水として供給しようとするときは、必要に応じて水質検査を受け、供給施設の状態を確認するものとする。

3 生活用水として供給しようとするときは、水質等、供給施設の状態を確認するものとする。

(供給施設の選定の取消し)

第6条 保健所長は、次の各号に掲げる場合は第2条の規定による供給施設の選定を取り消すことができる。

(1) 供給施設の所有者等から辞退の申し出があったとき。

(2) 供給施設がなくなるか、又はその使用が不可能になったとき。

(3) 水質検査の結果又は水質管理状況が供給施設としてふさわしくなくなったとき。

(4) その他保健所長が必要と認めたとき。

(助言及び指導)

第7条 保健所長は、必要があると認めるときは、所有者等に助言及び指導を行うものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年1月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成25年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。